

学校危機管理マニュアル

栗石町立安庭小学校

目 次

I	本校における学校危機管理の目的	2
1	危機管理の目的	
2	危機管理の段階	
II	危機発生時における緊急対策	3
1	危機発生時の対応	
2	現地対策本部の設置	
3	正確な情報の収集及び共有化	
4	関係機関との連携	
5	保護者・地域との連携	
III	危機の内容による対応や連絡の方法	4
IV	不審者への緊急対応	5
■	不審者侵入時の対応	
V	学 校 事 故	6
1	学校事故の留意事項	
2	学校事故の報告について	
3	終息後の対応	
VI	救急救命体制	8
1	救急時の対応の理解	
2	一次救命処置の手順	
■	事故発生時の緊急連絡	
VII	学校での火災・地震、登下校時の災害対策	10
1	学校での火災発生	
2	学校での地震（大規模想定）	
3	登下校時における自然災害等への安全確保について	
■	地震発生時の対応	
■	火山噴火、台風、風水害、土砂災害発生時の対応	
■	クマ出没登下校時の対応	
VIII	保健・衛生に関する事項	15
1	感 染 症	
2	学校給食による食中毒	
3	学校給食への異物混入	
4	食物アレルギー疾患対応	
■	アレルギー発症時の緊急対応	
IX	報道機関への対応	20
1	基本的な対応方針	
2	対応のポイント	
3	配慮事項	
X	緊急記者会見の開催	21
1	基本的な対応方針	
2	開催手順	
3	報道発表資料の例	
XI	事後の対応（中・長期対応）	24
1	事後評価と学校再開の準備	
2	児童と保護者の心のケア	

I 本校における学校危機管理の目的

1 危機管理の目的

- ・ 危機発生時に、児童及び教職員の安全の確保を図るとともに、日常においても、施設の点検等の安全管理に努める。
- ・ いかなる事態が起ころうとも、組織として取り組むことができる体制を確立する。
- ・ 保護者や地域及び教育委員会等関係機関との連携を強化する。
- ・ 情報の一元化を図る。

2 危機管理の段階

危機の予知・予測

過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・予測に努める。

また、子どもたちや社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し、予知・予測に努める。



危機の未然防止または回避・危機対処の諸準備

日常の児童及び教職員に対する訓練等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を実施するなど、危機への未然防止に向けた取り組みを行う。



危機発生時の対応

危機が発生した場合、「命を守ること」を最優先し、児童及び教職員の安全の確保を図るとともに、全職員が一致協力して危機に対処する。

また、初期の対応が重要であることを十分に認識し、初動体制を確立する。



事後対応と危機の再発防止

危機終息時において、危機への取り組み状況を点検し、再発防止に万全を期す。

Ⅱ 危機発生時における緊急対策

事故や事件が発生した直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく、本マニュアルにより初動体制を確認し、危機管理にあたること。

1 危機発生時の対応

- (1) 直ちに校長及び副校長（不在の場合は、教務主任等必ず中心になって指示にあたる者を置く。）に、何が何処で発生したかを連絡する。
- (2) 何を最優先にしてどのように対応するかについて、本マニュアルに従って冷静に判断し、適切に対応する。

2 対策本部の設置

- (1) 対策本部を設置
- (2) 全職員への周知
- (3) 情報の収集や分析・判断
- (4) 対応方針の決定
- (5) 役割分担の指示
- (6) 所在を明らかにしておく
- (7) 報道機関への対応（窓口は、管理職とする。）

3 正確な情報の収集及び共有化

憶測や風評による無用な混乱を防ぐ。

4 関係機関との連携

町教育委員会や警察等の関係機関と常日頃から連携を図り、危機発生時は勿論、平常時においても指導・助言が得られるように努める。

5 保護者・地域との連携

保護者や地域と常日頃から連携を図り、協力して児童を守る体制の整備を図る。

Ⅲ 危機の内容による対応や連絡の方法

危機発生時における対応や連絡については、その内容によって異なるため、事故や事件の状況に応じた的確な対応及び正確で敏速な連絡を行うこと。

不審者への緊急対応

1 状況把握・伝達

- ・教職員へ緊急連絡
(大声、火災報知器)

2 隔離・通報

- ・不審者の侵入を阻止し、
空き教室等へ隔離する。
 - ・110番通報
 - ・教育委員会への緊急連絡・支援要請

3 児童の避難誘導

- ・防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
- ・移動阻止
- ・全校への周知・児童の掌握
- ・避難誘導
- ・教職員の役割分担と連携

4 負傷者がいた場合の対応

- ・救急車到着までの応急手当
- ・119番通報
- ・被害者等への心のケア着手

5 事後の対応や措置

- ・状況の整理と提供
- ・保護者等への説明
- ・心のケア

学 校 事 故

1 救急（応急）措置

- ・発見者は、児童の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍等を確認し、負傷児童の応急処置を行う。
- ・発見者は、周囲にいる者に救急車の出動要請（頭、目、脊椎のけがについては、救急車の要請をためられないこと。）、校長への連絡、他の職員への応援を依頼する。
- ・発見者は、他の児童を救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- ・養護教諭は、負傷した児童の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに概要を校長及び副校長に報告する。
- ・担任は、保護者に連絡し、希望する病院があるかどうかの確認をする。
- ・救急車到着後は、救急隊員に事故発生時の状況や応急処置等の状況等を説明する。
- ・養護教諭は救急車に同乗又は、別途、搬送先の病院に向う。
- ・状況により、町教育委員会及び学校医へ連絡する。

2 状況把握

- ・教職員は、分担して状況把握に努め、場合によっては児童の指導等に当たる。

学校での火災・地震等

1 初期対応

- ・火災・地震への対応は、消防計画・防災計画に基づいて、迅速かつ安全に行う。
- ・火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に連絡する。
- ・副校長は火災の報告を受けたら、直ちに119番通報し、校内放送により避難指示をする。
- ・避難指示を受けた教職員は、児童に対し、落ち着いて避難するように指示し、所定の避難場所に避難する。
- ・校長は、関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。

2 避難後の対応

- ・教職員は、避難場所に移動、人員確認をする。
- ・負傷者の有無を確認し、応急救護を行う。
- ・消防・警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・児童の避難（安全確認後）、保護者に連絡する。
- ・火災発生の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し、記録する。

IV 不審者侵入時の対応

不審侵入時の対応については、このマニュアルに基づき、組織的に行動すること。

不審者侵入時の教職員役割分担

全体指揮・外部との対応	校長
不審者への対応	発見者、副校長、担任外
避難誘導・安全確保	学級担任
応急手当・医療機関等	養護教諭
電話対応	校長
校内放送、記録	事務主査

不審者侵入時の連絡体制

概 要	主 な 流 れ
○不審者の侵入、発見	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎内で、不審者を発見。
○不審者が退去に応じない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・発見者は、不審者に対して退去を求める。
○職員室への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・騒ぎを聞きつけた教職員が職員室へ報告する。 ・報告を受け、事務主査が第一次の不審者対策校内放送を職員室から放送する。
○第一次校内放送	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>「全校のみなさんにお知らせします。保健室からみなさんをお願いしたいことがあるので、このまま教室から出ないで待っててください。」</p> </div>
○不審者の侵入及び移動の阻止	<ul style="list-style-type: none"> ・副校長、担任外が不審者のところへ直行する。不審者の凶器の有無及び、危害を加える恐れがないか確認をする。
○第二次校内放送	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; background-color: yellow;"> <p>「みなさんにお知らせします。これから『子ども集会』をしますので、担任の先生方と急いで校庭に出てください。」</p> </div>
○児童の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が電話で110番通報と町教育委員会へ通報する。 ・不審者に対して、近くにあるものを活用して侵入を拒む。
○児童の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、児童の避難誘導にあたる。 ・警察が到着し、不審者を逮捕する。

不審者侵入時の対応

↑ 初めの対応 ↓

↑ 緊急事態発生時の対応 ↓

関係者以外の学校への立ち入り

チェック1 不審者かどうか

立ち入りの正当な理由なし

正当な理由あり

受付に案内する

解決

対応1 退去を求める

退去しない

退去した

再び侵入したか

侵入しない

チェック2 危害を加える恐れはないか

侵入した

ある

ない

再び退去を求める

再び侵入したか

侵入しない

対応2 隔離・通報する

侵入した

<組織的対応1>
 教職員へ緊急連絡
 暴力行為抑止と退去の説得
 110番通報
 別室に案内し、隔離
 町教育委員会へ緊急連絡、支援要請

※状況に応じて、対応3を並行して実施
 (侵入後に発見し、チェック1, 2ができなかった場合)

隔離ができない

対応3 子どもの安全を守る

<組織的対応2>
 防御(暴力行為の抑止と被害拡大の防止)
 侵入者の移動阻止
 全校への周知、子どもの掌握、避難誘導
 教職員の役割分担と連携
 警察による保護・逮捕

※負傷者が発生した場合の対応については、事故発生時の緊急連絡と同様とする。

V 学 校 事 故

学校事故への対応は、学校と保護者、地域との信頼関係の最も基本となる所である。

万難を排し、万全を尽くすこと。子どもがあつての学校である。危機管理の基本である。ことに、最初の一步を誤らないこと。保護者に対し、常に誠意ある対応を心がけること。

1 学校事故の留意事項

- (1) 休み時間などの児童の動向把握と安全点検の徹底
 - ・ 休み時間の事故が多い。(管理職等による日常の見回りの強化に努める。)
 - ・ 遊具の安全点検の実施(毎月実施・老朽化がないかどうか。)
- (2) 事故発生時の対応について
 - ① 正しい病状の把握と判断
 - ・ 養護教諭だけに頼らないで、校長・副校長も加わって判断する。
 - ・ 頭部や顔面(歯、目)、脊髄などのけがの場合、最悪を想定してすばやく行動。
 - ・ 必要に応じて救急車の手配を。躊躇しない。
 - ・ 管理下内の学校事故については、学校側から病院まで付き添いをするを原則とする。
 - ・ 当事者(加害児童等)へのケアも怠らない。
 - ② 病院にて
正確な情報把握と学校長への報告。保護者への説明。謝罪等。

2 学校事故の報告について

- (1) 学校安全互助会の適用を受ける事故の発生(医療機関の診断、治療を要する内容)の場合、町教育委員会あて報告(速報)すること。
 - ・ 交通事故については、全て報告すること。
 - ・ 児童が教育活動に著しく支障をきたす場合(入院、手術、骨折、靭帯損傷、ギブス固定、精密検査、数針以上縫うけが等)
 - ・ 社会的な責任問題等、話題性や関心事となるような場合
 - ・ 後日問題が発生されることが予想される場合(訴訟、提訴)
- (2) 学校からの速報は、町教育委員会で示されている報告様式の記載項目に沿って記述すること。

3 終息後の対応

- (1) 原因の究明・再発防止
 - ・ 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査し、反省と改善について全職員の共通理解を図り、再発防止に全力を尽くす。場合によっては、PTA役員会や保護者への説明会を行う。
- (2) 支援・援助
 - ・ 校長と関係職員は、負傷した児童を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、災害共済等の手続きについて説明を行う。
- (3) 心のケア
 - ・ 負傷した児童及び周囲の児童でショックを受けている者がいる場合は、関係機関との連携を図り、専門家に依頼する等、心のケアを行う。

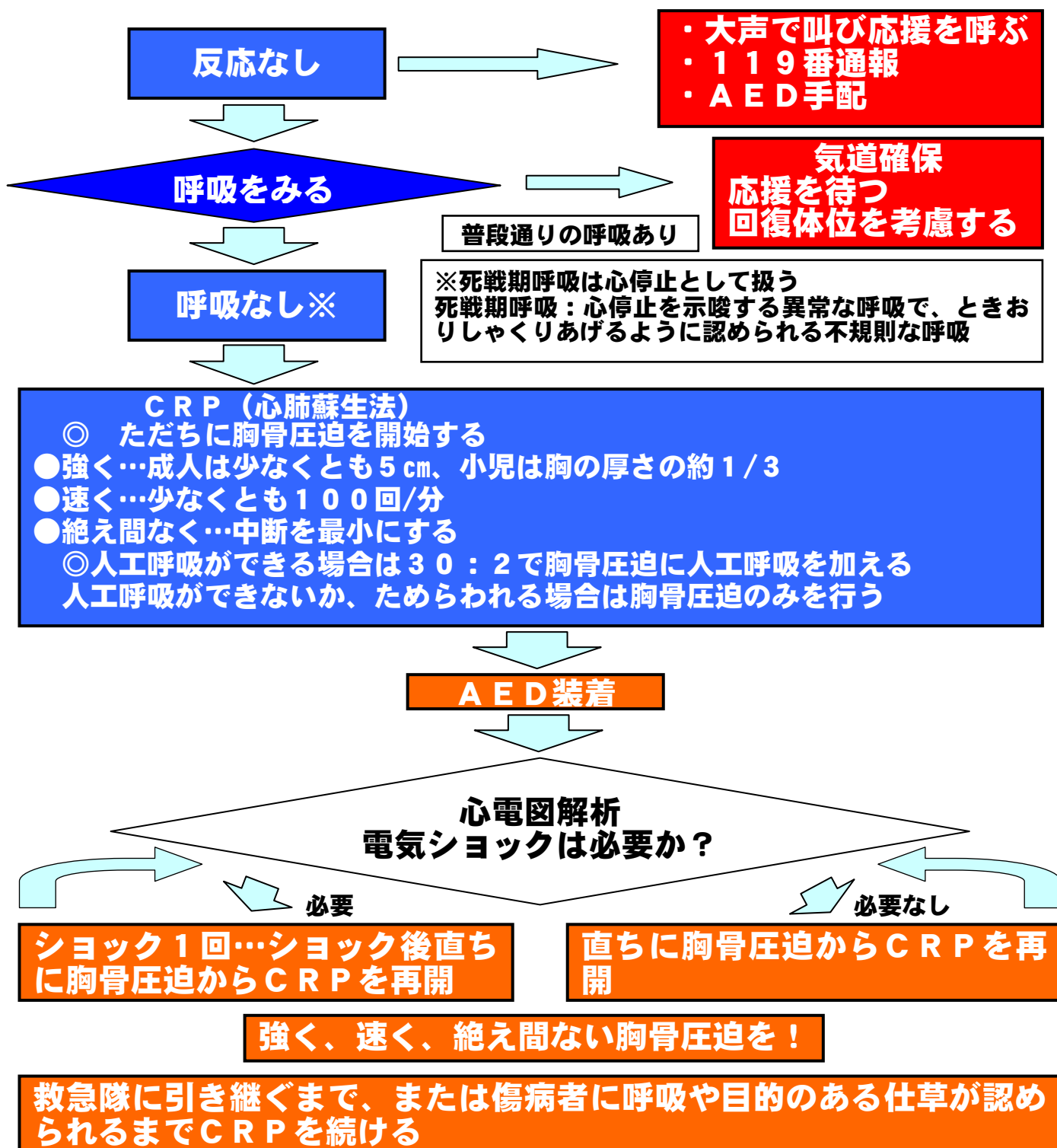
VI 救急救命体制

緊急時には傷病者が発生する可能性も高い。このため、医療機関の連絡先、事案発生時の一次救命処置を理解し、対応できるようにすること。

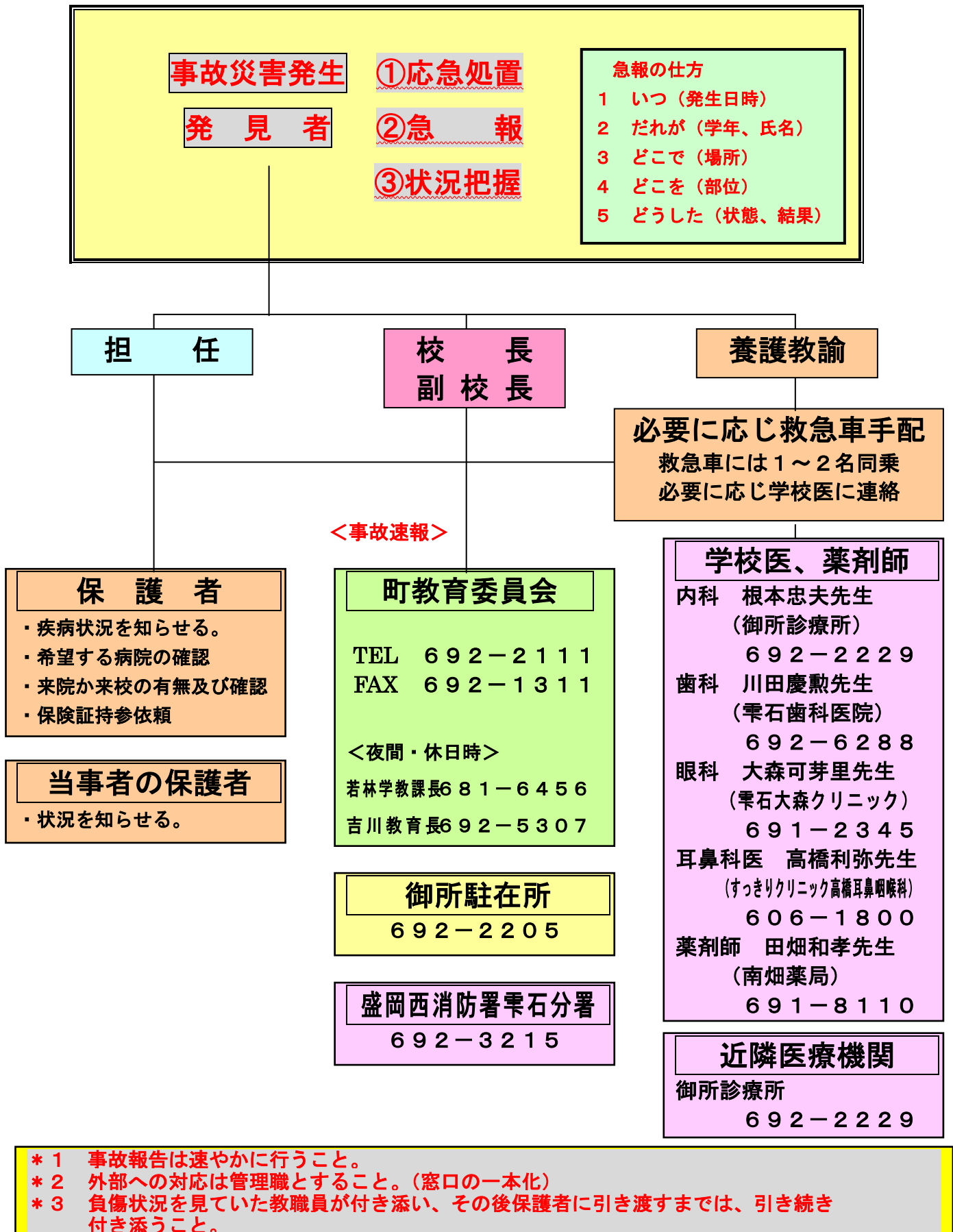
1 救急時の対応の理解

- ・ 既往症等により生活管理の必要な児童を把握し、保護者、主治医と連携し、緊急時の対応方法を確認する。
- ・ 意識がない場合、出血がある場合など、症状に応じた応急手当の研修を実施する。
- ・ 心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）及びAED（自動対外式除細動器）の取り扱い方法を身に付ける。

2 一次救命処置の手順



■ 事故発生時の緊急連絡



Ⅶ 学校での火災・地震、登下校時の災害対策

学校での火災・地震への対応は、消防計画・防災計画に基づいて、迅速かつ安全に行うこと。

1 学校での火災発生

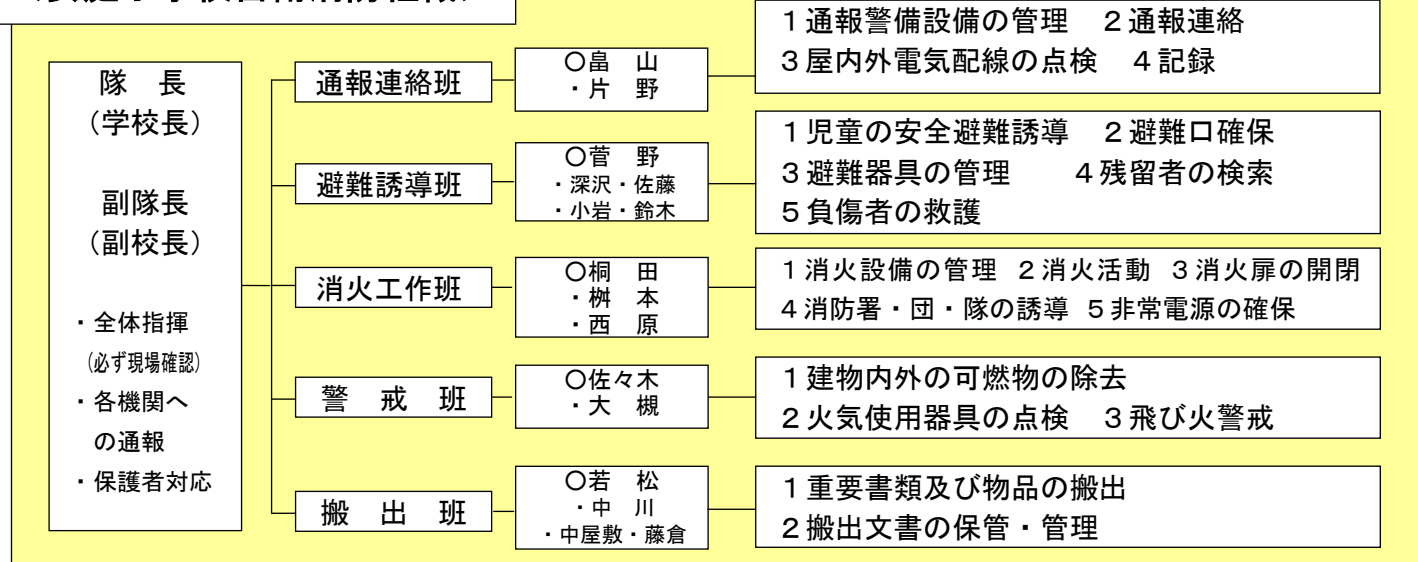
(1) 初期対応

- ・ 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を職員室に連絡する。
- ・ 校長は火災の報告を受けたら、直ちに119番通報する。副校長が校内放送により避難指示をする。
- ・ 教職員が現場へ急行し、初期消火にあたる。
- ・ 避難指示を受けた教職員は、児童に対し、落ち着いて避難するように指示し、所定の避難場所に避難する。
- ・ 校長は、関係機関に通報し、併せて必要な指示を受ける。

(2) 避難後の対応

- ・ 教職員は、避難場所に移動、人員確認をする。
- ・ 負傷者の有無を確認し、応急救護を行う。
- ・ 消防・警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・ 児童の避難（安全確認後、）保護者に連絡し、速やかに引き渡す。
- ・ 火災発生の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し、記録する。
- ・ 校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、町教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、火災事故が終息した場合は、事故の概要を取りまとめ、文書で町教育委員会に報告する。（財産事故報告、学校事故報告）

<安庭小学校自衛消防組織>



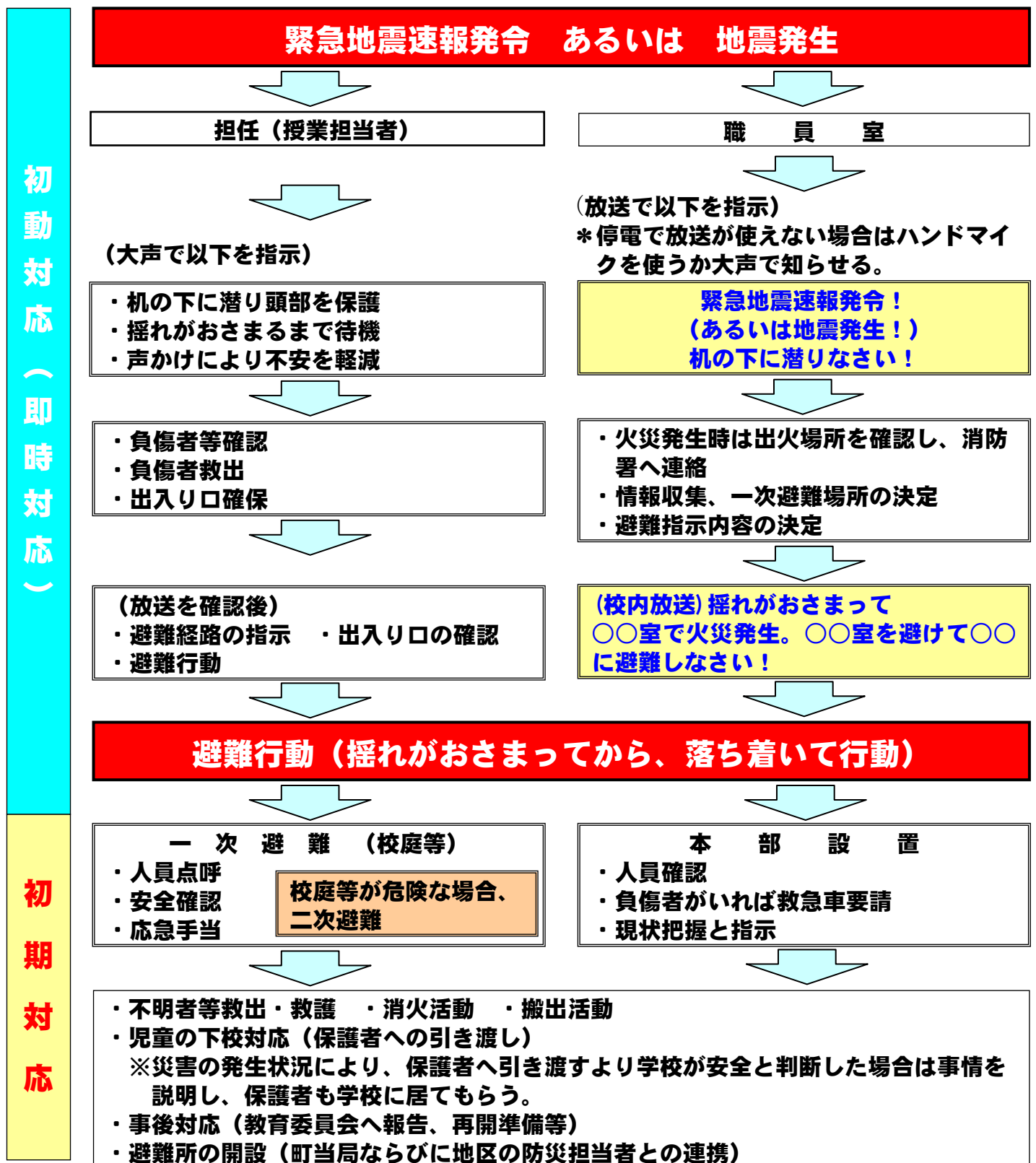
2 学校での地震（大規模想定）

- (1) 状況把握
 - ・ 児童の人的被害（安否）を確認する。
 - ・ 施設・設備・通信手段の被害状況を確認する。
 - ・ 学校周辺の被害状況及び避難場所を確認する。
- (2) 救急（応急）措置
 - ・ 防災体制を速やかに整え、救護活動と安全で的確な避難誘導にあたる。
 - ・ 発火物の適切な処置と確認をする。
 - ・ 通信手段の確保を図る。
- (3) 関係機関との連携
 - ・ 警察(110番)、消防(119番)、医療機関との連絡体制の確保を図る。
- (4) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）
 - ・ 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
 - ・ 報道機関等外部への情報提供には、管理職があたる。
- (5) 保護者及び町教育委員会への連絡・報告
 - ・ 児童の保護者へ速やかに連絡する。
 - ・ 町教育委員会に速やかに報告する。

3 登下校時における自然災害等への安全確保について

- (1) 普通登校が難しい又は困難な場合
 - ① 気象情報等により、前日に明日の対応について校長・副校長・安全担当教諭等が協議する。
「登校を遅らせる、又は休校する等」の判断の時は、全職員及び保護者にその日のうちに連絡をする。
 - ② 当日の朝に判断を求められる場合は、校長・副校長・安全担当教諭等が6時に協議する。
「登校を遅らせる、又は休校する等」の判断の場合、全職員及び保護者にすぐに連絡をする。
 - ③ 児童や職員の状況、施設・設備、学区内の状況を把握し、町教育委員会に報告する。
- (2) 普通下校が難しい又は困難な場合
 - ① 校長・副校長・安全担当教諭等が協議し、下校を遅らせる。又は早める。その場合、「保護者等に迎えに来ていただく」措置をとる。

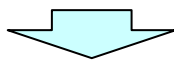
■ 地震発生時の対応



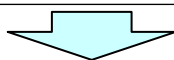
※震度4以上の地震発生時は、学校の被害状況等を町教委に報告する。

■ 火山噴火、台風、風水雪害・土砂災害発生時の対応

1 災害発生危険度が高い場合、最新気象情報を定期的に確認



2 校長、副校長、安全担当教諭の緊急協議



3 校長（責任者）の指示事項及び教職員の対応

在 宅 時	警 報 等	授 業	対 応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 記録的短時間大雨警報 ・ 火山噴火警報 ・ 大雪警報 	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝 6 時の段階で土砂災害警戒情報や、記録的短時間大雨情報、大雪警報が発令され、児童の登校に危険が想定される場合は、休校または自宅待機とし、緊急連絡する。前日に想定できる場合は前日に連絡する。
		実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前、午後に授業が開始できる状況であれば自宅待機。 ・ 教職員が安全確認の後授業実施を連絡する。

3 校長（責任者）の指示事項及び教職員の対応

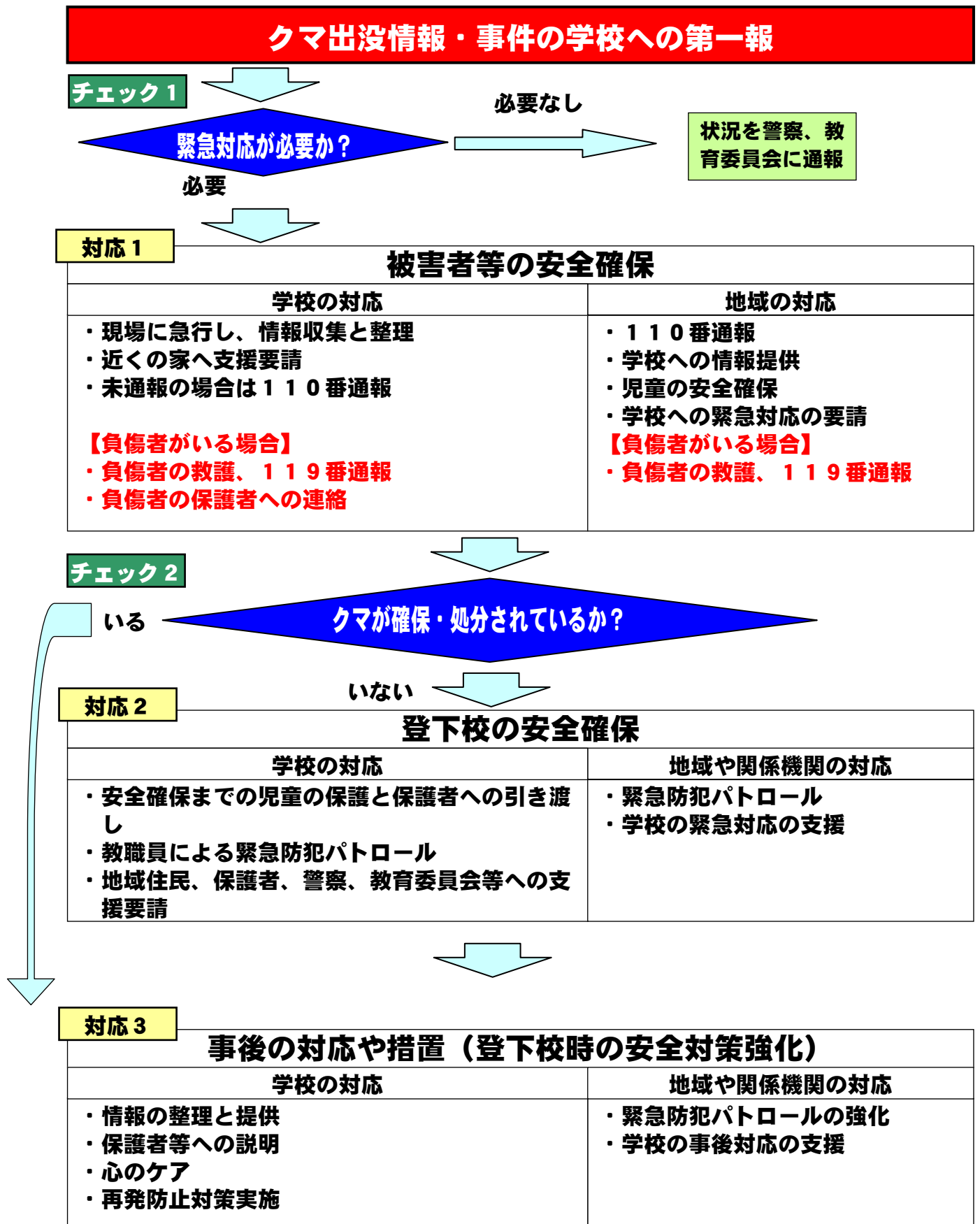
在 校 時	警 報 等	授 業	対 応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風情報 ・ 土砂災害警戒情報 ・ 記録的短時間大雨警報 ・ 火山噴火警報 ・ 大雪警報 	実施	<ol style="list-style-type: none"> ①災害発生の危険性が高まっている際は、副校長（校長）が気象情報を定期的に確認する。 ②台風情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雪警報が発令され、児童の下校に危険が想定される場合は、必ず学校待機とする。状況により、安全な階に避難する。 ③天候回復後、保護者に連絡をして迎えに来てもらい、引き渡す。

※ 学校の対応の状況を町教育委員会に報告する。

<平成25年8月9日発生の県央豪雨災害を受けて>

- ・ 短時間で状況が大きく変わる。（校舎前の道路崩落。）
- ・ 豪雨の際、本校の校舎内は安全である。在校時に豪雨が発生した際に、状況が落ち着くまで児童は学校待機とする。また、保護者への引き渡しは学校周辺の状況を確認し、安全な箇所を選んで引き渡すこと。
- ・ 在宅時に豪雨等が発生した場合、児童が自分の身を守るためにそれぞれがどのように対応したらいいかについて、保護者と連携して日常から指導を行っていくこと。

■ クマ出没登下校時の対応



Ⅷ 保健・衛生に関する事項

保健・衛生に関する事項については、過去の事例等から想定される事項を洗い出し、日常における未然防止のための対応を十分行うとともに、事故発生の場合は、速やかに適切な対応を行うこと。

1 感染症

(1) 状況把握

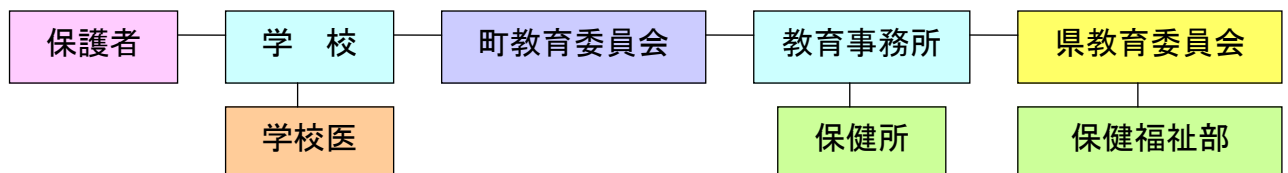
- ・ 校長は、日常の健康観察等により、児童の欠席状況や罹患状況を把握する。
- ・ 校長は、地域内における感染症の発生・流行状況の把握に努める。

(2) 救急（応急）措置

- ・ 罹患した児童及びその疑いがある児童には、保護者に連絡し、家庭での安静及び医療機関での適切な治療が受けられるように指導する。
- ・ 校長は、欠席率が通常の欠席率より高くなった時又は、罹患者が急激に多くなった時は、状況（学級、学年全体、学校全体、地域の流行状況）を把握し、学校医の指導を得て、時期を失することなく出席停止、臨時休業の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

- ・ 校長は、学校医、町教育委員会との連携、情報交換に努める。



(4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・ 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。

(5) 終息後の対応

- ・ 校長は、学校医、保健所等から感染症に関わる情報を整理し、保健管理、保健指導を行う。
- ・ 事後措置の報告を町教育委員会に行う。

(6) 予防措置

- ・ うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
- ・ 感染症予防についての保健指導を徹底する。
- ・ 児童の日常の健康の保持・増進対策を行う。

2 学校給食による食中毒

(1) 状況把握

- ・ 校長は、児童の欠席状況や異常の有無などの状況を把握する。
- ・ 校長は、学校医、保健所、医療機関等からの状況の把握に努める。

(2) 救急（応急）措置

- ・ 校長は、児童の健康状況に応じ、当日の学校運営の措置を講ずる。
（出席停止、臨時休業）
- ・ 校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
- ・ **校長は、原因と思われる全ての食品の廃棄禁止、児童の嘔吐物の保存措置をとる。**

(3) 関係機関との連携

- ・ 校長は、速やかに町教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、保健所に連絡する。
- ・ 校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- ・ 校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に前端的に協力し、立ち入り検査には的確に対応する。
- ・ 校長は、速やかに町教育委員会に報告を行い、その後も状況の変化に応じて続報を入れる。
- ・ 保護者に対しては、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、必要な調査の協力を依頼する。

(4) 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・ 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。
- ・ 職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集にあたる。

(5) 終息後の対応

- ・ 食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。
- ・ 校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して、状況報告書等を作成し、教育委員会に提出する。併せて、事後措置の報告を行う。
- ・ 重症の児童には、登校後もその健康状況に注意する。
- ・ 児童に対して、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に対する指導を行う。

(6) 予防措置

- ・ 手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。
- ・ 食中毒予防についての保健指導を徹底する。
- ・ 児童の日常の健康の保持・増進対策を行う。

3 学校給食への異物混入

(1) 緊急措置

- ・ 担任は、状況を確認し、周囲にいる者（児童・教職員）に校長への連絡を依頼する。
- ・ 校長は、連絡を受けた時点で直ちに校内放送等を使い、全校に給食を中断するように指示を行う。

(2) 状況把握

- ・ 校長は、異物の状態を確認し、現物を保存する。
- ・ 校長は、給食調理員や食材等の搬送に関わった者と搬送状況（時刻等）を確認する。
- ・ 混入があった学級（立ち入り検査）以外でも、残った者に異常がないか各担任が確認し、後片付けをする。
- ・ 来校者の確認をする。

(3) 対応措置

- ・ 校長は、翌日以降の給食の中止あるいは献立変更について対応策を検討する。
- ・ 緊急対策として授業を中止し、全校児童を下校させる措置をとることも考えられる。

(4) 関係機関との連携

- ・ 校長は、速やかに町教育委員会に第一報を入れ、今後の対応についての指導・助言を得る。
- ・ 校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- ・ 校長は、関係機関の指示に従い、検査や調査に前端的に協力し、立ち入り検査には的確に対応する。
- ・ 校長は、速やかに町教育委員会に報告を行い、その後も状況の変化に応じて続報を入れる。
- ・ 保護者に対しては、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、必要な調査の協力を依頼する。

(5) 情報の一元化（報道機関への対応）

- ・ 窓口を校長及び副校長とし、混乱を避ける。
- ・ 職員の役割分担を明確に指示し、児童の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集にあたる。

(6) 終息後の対応

- ・ 校長は、情報を整理し、異物混入の原因を調査して、状況報告書等を作成し、教育委員会に提出する。併せて、事後措置の報告を行う。
- ・ 校長は、再発防止に万全を期す。

4 食物アレルギー疾患対応

食物アレルギー疾患の児童が健康で安全な環境で活動できるよう、学校生活全体を通して、食物アレルギーの症状を誘発したり悪化したりさせる原因がないかどうか、校長が中心となって検討を行う。その際、給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱う学校行事や学習活動での対応にも十分配慮する。

(1) 学校給食での対応

① 除去食・代替食を提供する場合

- ・ 献立内容をあらかじめ保護者に配布し、アレルギー対応食についての確認を行う。
- ・ アレルギー対応表を家庭・担任・養護教諭に配布し、事故が起こらないよう細心の注意を払う。
- ・ 調理器具は、アレルギー疾患児童用のものを個別に使用して調理作業を行う。
- ・ 除去食・代替食は、他の児童のものとは別に盛り付けをし、給食室から養護教諭が届ける。
- ・ 他の児童に対して、アレルギー疾患の児童について説明する。

② 対応方法

事前
の
確
認

○ 保護者・養護教諭・調理員で事前に打ち合わせを行い、除去食・代替食、弁当（代替食）持参の確認を行う。

○ アレルギー対応表を家庭・担任・養護教諭に配布するとともに、内容について本人にもできるだけ理解させておく。

朝

○ アレルギー疾患児童が欠席の場合は、担任が調理員に連絡する。

給
食
準
備

○ アレルギー疾患児童が給食当番を行う場合は、原因食品に触れないように配慮する。

○ アレルギー源の原因食品が該当児童の食器等に付着しないように十分な注意をする。

給
食
時
間

○ 除去食・代替食を確認したうえで食べさせる。

○ 食事中は、周りの児童からの食物接触や誤飲・誤食に十分気を付ける。

○ アレルギー疾患児童も、アレルギー源以外はおかわりしてもよい。

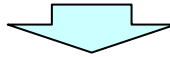
(2) 学校給食での対応

教科、領域等でアレルギー源の原因食材を使った学習や調理をしないように配慮する。

■ アレルギー発症時の緊急対応

発見者

**アレルギー源が口に入った場合は口から出させ、口をすすがせる
加工品や調味料等に微量に含まれている場合があるので注意！**



対応 1

軽い症状

症状の程度	対応
<皮膚> ・限られた範囲のかゆみ ・部分的に赤い斑点 ・じんましん（数個以内）・唇が少し腫れている <口・お腹> ・口の中のかゆみ <呼吸> ・時々咳が出る ・くしゃみ <脈・顔色> ・変化なし	・保健室で保管している薬を服用 ・保護者への連絡 ・主治医へ受診

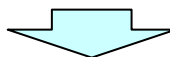
対応 2

重い症状

症状の程度	対応
<皮膚> ・激しい全身のかゆみ ・全身にじんましん <口・お腹> ・嘔吐を繰り返す ・数回以上の下痢 ・激しい腹痛 <呼吸> ・声枯れ、声が出にくい ・絶え間ない激しい咳き込み ・息切れ、息苦しい、呼吸困難 <脈・顔色> ・脈が速い ・脈が不規則 ・顔色が青い ・唇や爪が白い、紫色	・救急車要請 ・AED 準備 ・保健室で保管している薬を服用 ・保護者への連絡 ・周囲の児童の管理、救急車の誘導 ・記録



救急隊に引き継ぐ 記録表、使用した薬を持参し、事情のわかる教職員が救急車に同乗



教職員全員・学校医・教育委員会に報告し、情報を共有する。

Ⅸ 報道機関への対応

1 基本的な対応方針

- (1) 学校が主体的に、誠意をもって対応するとともに、児童の人権尊重という視点に留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
- (2) 報道対応窓口を副校長に一本化する。
- (3) 正確な受け答えをするために、説明資料・想定問答等を準備するとともに、公務員の守秘義務遵守に留意する。
- (4) 背景や原因にかかわることは慎重に対応する。
- (5) 多数の取材が予想される場合には、事案の状況把握を勘案しながら、記者会見の設定をできるだけ早く行う。

2 対応のポイント

- (1) 報道機関の背後には、多くの県民・国民の目や耳があることを認識し、感情的に反発したり取材を拒否したりすることなく、学校が主体的に誠意をもって迅速に取材対応する。
- (2) 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には素直に認め、そこを出発点として今後の指導や教育活動の改善に生かし、信頼回復に努める。
- (3) 個人のプライバシーや人権に配慮するとともに、公務員の守秘義務遵守にも留意しながら、正確な情報を積極的に公開する。
 - ・「出せる情報」と「出せない情報」を区別するための情報管理が重要となる。その際、事案のきっかけや背景と判断される可能性のある個人情報等については、児童の人権尊重の立場で判断する。
 - ・明らかな事実のみを答え、憶測では話さない。不明なことは「現段階では分からない」と答える。
 - ・すべての報道機関に公平に情報を提供する。
 - ・守りの姿勢、隠そうとする意識が目立つと、「隠蔽体質」「責任逃れ」という印象を与えることにもなり、子ども・保護者の信頼を失い、その後の対応・指導に支障をきたす。
 - ・公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- (4) 電話・来校による取材・問い合わせ等の対応窓口を一本化する。
 - ・対応窓口を副校長（不在のときは校長）とし、全教職員に周知徹底する。
 - ・想定問答等を作成するとともに、事件・事故の関係保護者等との情報連携を行う。特に、公表によって重大な影響を受ける関係者には、事前に説明し、了解を得る。
 - ・必ず、社名・記者名・電話番号・質問内容等を記録する。

3 配慮事項

- (1) 人的支援等、町教育委員会と連携して対応する。
- (2) 校内での取材条件（制限事項）を決め、報道関係者に伝える。
 - ・取材時間・場所、校内における立入禁止場所・撮影禁止場所の指定、児童への直接取材の自粛を依頼するなど、教育活動に支障をきたさないように配慮する。
 - ・制限する場合は、その理由を丁寧に説明し、理解を求める。
- (3) 取材記録・新聞記事等を一元的に集約し、保存する。

X 緊急記者会見の開催

1 基本的な対応方針

- (1) 正確な情報を公平に積極的に公開することで、噂や間違った情報を払拭し、二次被害を防止する。
- (2) 記者会見を設定することで報道対応を集約することが可能となり、時間的により正確な情報発信も可能となる。

2 開催手順

(1) 日時・場所等の決定

- ① 町教育委員会へ連絡・相談し、決定する。
- ② 開催時間・場所
 - ・児童への影響、学校運営の混乱回避を考慮した時間帯を設定する。
 - ・児童が校内にいる時間帯は校外で開催する。
 - ・可能であれば、報道の締め切り時間を配慮して決定する。
 - <午前の場合> 9:30分までに開催 → 昼のニュースで報道可能
 - <午後の場合> 15:30分までに開催 → 夜のニュース、朝刊で報道可能

(2) 報道機関への連絡

- ① 管内の幹事社（新聞社と放送局を分けてある場合が多い。いずれかの報道機関に問い合わせると分かる）へ電話・FAX等で連絡する。（特定の報道機関だけに連絡しない）
- ② 校長説明資料・報道資料（ポジションペーパー等）・想定問答
 - ・ポジションペーパーとは、ある問題が起きた場合に、事実関係を客観的に示す文書である。「公式見解」「統一見解」「声明文（ステートメント）」とも言う。
 - ポジションペーパーでは、事実、経過、原因、対策、コメントをA4用紙1、2枚程度にまとめる。その時の状況に応じて、マスコミ等に配布する。このポジションペーパーの作成と配布によって、緊急事態発生時に起こりがちな言葉による誤解を防ぐことができる。
 - 実際に文書を作成する際には、記者からの想定質問の作成と同時に行うとよい。記者から質問されそうなことを先に文書化しておけば、それだけ質問を減らすことができる。
 - ア 事実
 - 誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたかを明確にして、5W1Hの形で簡潔に記載する。
 - イ 経過
 - 発生時から現在に至るまでの経過を日時、時間単位で箇条書きにする。経過の結果、現在どのようなになっているかの状況説明も加える。
 - ウ 原因
 - 発生から発表までの時間がない場合には、「原因を究明中」とする。絶対に憶測事項を記載してはならない。発生からすでに時間が経過し、状況証拠からある程度原因を推定で来ている場合には記載する。
 - エ 対策
 - 発生から発表までの時間が短い場合には、「今後対策を検討し……」という言葉でよいが、「いつまでに対策を発表する」という具体的な日時だけでも記載したほうがよい。二度と同じ過ちを起こさないために具体的に何をどうするのかの記載も必要である。

オ 見解

起きてしまった事件（事故）について学校としてどう思うのか、どのように結論づけるのか、どう責任をとるのかを記載する。ここが、学校としての公式会見となる重要な部分になる。反省すべき点は反省し、謝罪すべきことは謝罪し、主張すべきことは主張する。

③ 役割分担

受付（社名・記者名・連絡先の記入）：養護教諭
進行：副校長 説明：校長 記録・録音：教務主任

④ 町教育委員会の関係者への同席依頼

・記者会見の際の説明 ・回答等の役割分担を決めておく。

(3) 記者会見

① 進行次第（例）

ア 概要説明等

- A はじめに（自己紹介、校長の事件・事故への謝罪や所感、決意表明等）
- B 事件・事故の概要（警察発表を基本とするなど、事実確認は慎重に行い、個人が特定されないよう少年法の観点に基づき簡潔に説明）
- C これまでの学校の対応（主に発生後の学校等の取組を簡潔に説明）
- D 今後の予定（緊急保護者会、学校再開、児童のケア、次回会見予定等）

イ 質疑応答

② 説明・質疑応答の際の留意点

- ・ 事案に応じて、謝罪と事後の対応に全力で取り組むことを表明する。
 - ・ 謙虚な姿勢で分かりやすく説明する。（一問一答を基本に）
 - ・ 当該児童やその保護者の責任を問うことはしない。
 - ・ 今後の学校の方針と具体的な対応策を明確に示す。
 - ・ 質疑応答の際は、聞かれたことのみを的確に答える。
 - ・ 質問の最低ルールを最初に示す。
- ※「質問がある方は挙手をして、所属とお名前をおっしゃってから質問してください。なお、質問は〇〇分間（一般的には30分程度）で終了させていただきますのであらかじめご了承ください。」
- ・ 予想しなかった質問や学校として確認されていない情報に基づく質問は慎重に対応する。「確認した後でコメントさせてほしい」と即答を避けることも必要である。
 - ・ 背景や原因にかかわることは慎重に発言する。
 - ・ 意見・感想を求められた時は、その言葉が記事になることを踏まえ、慎重に回答する。
 - ・ 学校の指導・対応等に不十分な点があった場合には、素直に認める。
 - ・ 失言や事実と異なる話をした場合は、その場で素直に陳謝・訂正する。
 - ・ 会見後は速やかに会場を去り、記者のぶらさがり取材にあわないようにする。

(4) 記者会見終了後の対応

① 個別対応

- ・ 報道機関によって話す内容を変えない。

3 報道発表資料の例

平成 年 月 日 時 分

報道関係者各位

立 小学校
校長

小学校における 事故（事件）について

「哀悼・謝罪・説明責任等、事故・事件等の概要、経緯、再発防止策について」簡潔に記載する。

（ 小学校では、 月 日（ ）午前 時 分頃……………）

記

1 被害状況

- (1) 被害者（品）等について
- (2) 被害者（品）等の管理状況について
- (3) 被害者の状況について

2 対応及び今後の対応

- ・臨時の職員会議を開き、 の状況について確認しました。他には被害がありませんでした。
- ・全校集会を開き、校長から児童（事故・事件）の事実を説明するとともに、二次被害の防止について説明しました。
- ・町教育委員会と連携し、児童の心のケアに努めます。
- ・PTA緊急役員会を開き、（事件・事故等）の状況を説明しました。
- ・全保護者には、（本日 月 日）、経緯の説明した文書を配布しました。また、 月 月 時から本校体育館で今回の（事件・事故等）について説明会を開催します。

※説明会は、報道規制を取らせていただく場合があります。

【問い合わせ先】

副校長

TEL&FAX

E-mail:

XI 事後の対応（中・長期対応）

1 事後評価と学校再開の準備

- (1) 緊急事案発生時には、町教育委員会・関係機関等とも継続的に連携し、中・長期的な事後対応が必要である。特に、児童と保護者の立場に立って、継続的な支援に取り組むこと。
- (2) 安全確認の徹底
 - ① 今以上の被害拡大（精神面を含む）がないと判断される場合、学校と町教育委員会等が安全確認を行い、共通理解を図る。
 - ② 確認後、早期に通常の学校教育活動に戻れるよう準備する。
- (3) 事後評価に取り組む。
 - ① 時系列で取りまとめた記録等から、事件・事故等の発生要因の把握、問題点等の整理、学校・地域等の安全性の評価、安全対策の確立など、事後評価と対応に取り組む。
 - ② 改善点や再発防止策に基づいて、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、学校防災計画を見直す。
- (4) 学校再開への準備に取り組む。
 - ① 町教育委員会、関係機関等と連携し、安全を確保し、授業の再開に向けて諸条件を整備する。
 - ② 教育再開に向けた主な準備
ア 校内や通学路等の安全確保 イ 衛生管理、安全点検 ウ 教室など学習場所の確保
エ 教材、教具など学習用具の確保 オ 指導体制の整備 カ 実態に即した学習指導計画の作成
 - ③ 各家庭の被害状況に応じて、児童に必要な支援を行う。

2 児童と保護者の心のケア

- (1) 緊急時に対応できるよう、日頃から教育相談体制を確立しておく。
 - ① 日頃から養護教諭を中心に、学校医、専門機関等と連携し、ケア体制を確立する。
 - ② 児童に退行現象や生理的反応、情緒的・行動的反応が見られる場合は、早期に専門機関と連携し、支援する。
 - ③ 重大事案発生時は、保護者や教職員に対する適切な支援が必要となる。関係機関と連携し、相談活動等に取り組む。
- (2) 緊急時は、ケア会議を開催して支援する。
＜ケア会議の主な内容＞
 - ア 被害評価と応急対応（クラスへの指導、個別相談等）の計画
 - イ スクールカウンセラーや病院等への相談・連携
- (3) 被害評価は、以下のような評価項目を明らかにし、一覧表を作成し確認する。
 - ① 怪我や入院はないか。 ② 事案発生場所を見ていたか。（第一発見者、近くで目撃等）
 - ③ 被害者、加害者との関係性（親友、友人） ④ 事件前から悩み等を抱えていなかったか。 ⑤ 事後の様子や言動など、教職員や保護者等の印象
- (4) 共感的理解に基づき対応する。